

多賀城東部線検討分科会 設置要綱

(設置)

第1条 多賀城市地域公共交通協議会規約第12条の規定に基づき、多賀城東部線の今後の運行体制等について協議及び調整を行うため、多賀城東部線検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 分科会は次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 多賀城東部線の利用実態及び収支状況の分析
- (2) 多賀城東部線の必要性及び地域ニーズの整理
- (3) 今後の運行体制に関する事項
- (4) 運行事業者に関する事項
- (5) 運行形態、運行区間等に関する事項
- (6) その他多賀城市地域公共交通協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 分科会に座長を置き、多賀城市地域公共交通協議会会長をもって充てる。
- 3 座長は分科会を総括する。
- 4 座長に事故その他の理由により支障があるときは、座長があらかじめ指名したものが、座長の職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会は必要に応じて座長が招集する。

- 2 分科会は必要に応じて委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席の依頼等を求めることができる。

(報酬)

第5条 分科会の委員が会議に出席したときの報酬については、多賀城市地域公共交通協議会報酬規程の例による。

(報告)

第6条 分科会における協議結果は、多賀城市地域公共交通協議会へ報告するものとする。

(要綱の改正等)

第7条 この要綱を変更する場合は、多賀城市地域公共交通協議会の承認を得なければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	備考
多賀城市地域公共交通協議会 会長	分科会 座長
東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者	
一般乗合旅客事業者運送事業者	
宮城県タクシー協会 塩釜支部	
多賀城市長が指名する者	
七ヶ浜町長が指名する者	
市民又は利用者	